

見附市教育委員会告示20号

見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月5日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱（平成23年見附市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「取り組み」を「取組」に改める。

第2条に中段として次のように加える。

この場合において、ひとり親家庭の自立に向けた後押しが途切れることのないよう、指定を受けた教育訓練受講中に児童が20歳に到達した場合も、講座の受講修了までは対象者に含めるものとする。

第2条第4号中「教育長」を「市長」に改める。

第3条第4号中「教育長」を「市長」に改める。

第4条第2号中「、160万円」の次に「。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合200万円を超えるときは、200万円。」を加え、同条第3号中「、240万円」の次に「。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合300万円を超えるときは、300万円。」を加える。

第6条第1項、第7条、第8条第1項及び第9条第1項中「教育長」を「市長」に改める。

第10条第1項及び第2項中「教育長」を「市長」に改め、同項第3号中「第4条第1項第2号」を「第4条第2号」に改める。

第11条及び第12条中「教育長」を「市長」に改める。

別記第1号様式から別記第6号様式までの規定中「見附市教育委員会教育長」を「見附市長」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市自立支援教育訓練給付金交

付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。